

ひなんこうどうようしえんしゃ ちいきささ あ かつどう 避難行動要支援者（地域支え合い活動）

とう ろく せい ど あん ない 登録制度のご案内

ひなんこうどうようしえんしゃ ちいきささ あ かつどう とうろくせいど がいよう 《避難行動要支援者（地域支え合い活動）登録制度の概要》

せんなんし ひなんこうどうようしえんしゃ たいしやう さいがいじ じやうほうでんたつ ひなんこうどう しえん あんびかくにん
泉南市では、「避難行動要支援者」を対象に、災害時の情報伝達・避難行動の支援・安否確認などを
えんかつ じっし ひなんこうどうようしえんしゃひなんこうどうしえん さくてい
円滑に実施できるよう「避難行動要支援者避難行動支援プラン」を策定しました。

さいがいじ そな ぶだん こころがまえ じゆんび
災害時に備え、普段からの心構えや準備とともに、
にちじやう ちいき たいせつ
日常からの地域のつながりが大切になります。



そのため、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などからの登録申請を市で受付し、登録いただいた
じやうほう しかんけいかい けいさつ じやうほう く じちかい じしゆほうさいそしき しゃかいふくしきやうきかい みんせいいいんじどういいんきやうきかい
情報を市関係課と警察、消防、区・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、
ちくふくしいんかい かんけいきかん しえんだんたい そうご じやうほうきやうゆう ちいき なか にちじやう みまも
地区福祉委員会など関係機関（支援団体）と相互に情報共有することにより、地域の中で日常から見守
り・声かけ活動や災害時の支援体制づくりを行う制度です。

この書類をよく読んで、別紙「登録届出書兼同意書」へ必要事項を記入し、同封の返信用封筒で
ご返送をお願いします。

★届出（同意）しない場合でも、提出が必須ですので、必ず提出をお願いします。

回答した内容は、後日、変更することも可能です。（特に下記にはご注意ください。）

どうい ふどうい
・同意・不同意

しえんくふん A じりきひなん B うご ひなんこうどう ふあん じやうほうにゆうしゆ はんたん ふあん
・支援区分（A：自力避難ができない、B：動けるが避難行動に不安、C：情報入手・判断に不安）

上記を変更される場合は本人確認証持参のうえ、危機管理課へ申し出てください。

この書類は、今年、新しく対象になった方々だけでなく、

●昨年、未回答だった方

●昨年、回答したが「同意・不同意」が不明確だった方

にも、お送りしています。

1. 避難行動要支援者の対象

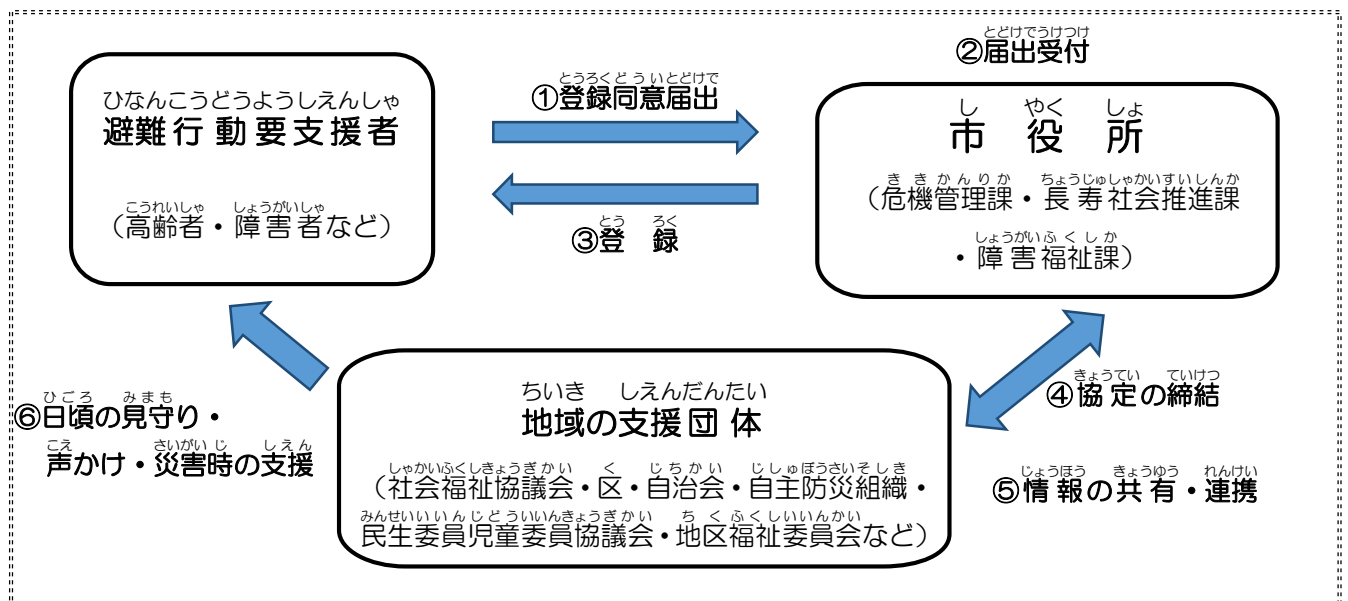
次のいずれかの項目に該当する方のうち、災害時に他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、家族などによる必要な支援を受けることが困難な方が対象です。

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に自力避難に不安がある方
- ② 身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ④ 療育手帳Aを所持している方
- ⑤ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5と認定された方
- ⑥ 前各号に掲げる方以外で支援を要する方

※75歳以上の対象者は、令和4年12月31日までに75歳になる方を対象にしています。
また、手帳や介護認定は、令和4年1月1日を基準日にしています。

2. 「避難行動要支援者（地域支え合い活動）登録制度」の手続きについて

「泉南市避難行動要支援者（地域支え合い活動）登録届出書兼同意書」に必要事項をご記入のうえ、市担当課へご提出（ご返送）ください。申請後、登録名簿作成を行い、地域の支援団体へ登録内容を提供します。地域の支援団体は、その名簿を利用して日常からの見守り・声かけ活動を行うとともに、災害時の支援体制づくりを行います。



3. 登録申請に当たっての注意点等

地域に配付する名簿には、手帳情報やご家族等の緊急連絡先は載りません。氏名、ふりがな、生年月日、性別、電話番号、住所、支援区分（ABC）、避難支援のための個別計画の有無、その他の欄のみです。
 (名簿の見本)

番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号 その他連絡先	支援区分	個別計画 の有無	その他
1	せんなん たろう 泉南 太郎	●年■月▲日	男	樽井一丁目1番1号	090-0000-0000	A		

これらの個人情報、市役所と地域の支援団体等で、厳重に管理されます。地域で名簿を持つ人は、名簿管理者として市役所に登録された人です。

ご回答の際は、下記の3事項をよく理解した上で、別紙「登録届出書兼同意書」に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。(記入見本も同封しています)

同意にかかる確認事項

- この制度に登録すると、災害時に避難支援を受ける可能性は高まりますが、災害時はみんなが被災者ですので、必ずしも支援できるとは限りません。また、支援者は、法的な責任や義務を負うものでもありません。
- 登録された個人情報、災害時の避難支援、安否確認などの活動、日頃の見守り活動(泉南市地域支え合い活動推進条例にかかる活動)などのため、地域の区・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会などの市と協定を締結した避難支援団体、及び市の関係各課、警察、消防に提供します。
- 安否確認や救助活動などで、支援者が、あなたの居住地内に立ち入ることや、その際、やむを得ず、住居などの一部を破損しても、修繕や損害賠償などの請求には応じかねますので、ご了承ください。

お問い合わせ窓口(ご不明な点等は、下記までお問い合わせください)

泉南市役所 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

- ◆危機管理課 (☎479-3601 fax483-0325)
- ◆長寿社会推進課 (☎483-8253 fax483-6477)
- ◆障害福祉課 (☎483-8252 fax480-2134)



あなた（要支援者自身）の役割

災害時に、あなた（要支援者）の身を守り、円滑な避難を実現するためには、周りの支援だけでなく、あなたや家族などが行う日頃からの備えも必要です。次にあげる内容を参考に、平時から災害に対する備えに取り組んでおきましょう。

1. 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
最寄りの民生委員児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。 また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。
2. 必要な支援内容の伝達
災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を区・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員などの支援者に伝えるようにします。
3. 避難経路の確認
自宅から避難所までの経路を家族や支援者などととともに、事前に確認を行っておきます。
4. 非常持ち出し品等の準備
災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるように出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。
5. 災害に備えた備蓄
ひとり1日3リットルを目安として、最低1日分、可能であれば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、可能であれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。
6. 外出時の備え
外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境がふだんと大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。
7. 住宅の安全対策
地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などを考えます。また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。